28　経済産業大臣又は経済産業局長は、第一項の規定の適用を受ける特例事業相続人等、同項の特例事業用資産又は当該特例事業用資産に係る事業について、第三項又は第四項の規定による納税の猶予に係る期限の確定に係る事実に関し、法令の規定に基づき認定、確認、報告の受理その他の行為をしたことにより当該事実があつたことを知つた場合には、遅滞なく、当該事業について当該事実が生じた旨その他財務省令で定める事項を、書面により、国税庁長官又は当該特例事業相続人等の納税地の所轄税務署長に通知しなければならない。

29　税務署長は、第一項の場合において経済産業大臣又は経済産業局長の事務（同項の規定の適用を受ける特例事業相続人等に関する事務で、前項の規定の適用に係るものに限る。）の処理を適正かつ確実に行うため必要があると認めるときは、経済産業大臣又は経済産業局長に対し、当該特例事業相続人等が第一項の規定の適用を受ける旨その他財務省令で定める事項を通知することができる。

30　前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた同条第一項に規定する特例受贈事業用資産について第一項の規定の適用を受ける場合における同項の規定の適用については、同項中「平成三十一年一月一日から平成四十年十二月三十一日までの間の取得で、最初のこの項の規定の適用に係る相続又は遺贈による取得及び当該取得の日その他政令で定める日から一年を経過する日までの相続又は遺贈による取得に限る」とあるのは、「前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により相続又は遺贈により取得をしたものとみなされる場合の当該取得を含む。第五項から第七項までを除き、以下この条において同じ」とし、当該特例受贈事業用資産は特定事業用資産とみなす。

31　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の七第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第一号中「（平成二十年法律第三十三号）」を削り、同号ニ中「（昭和二十三年法律第百二十二号）」を削り、同項第三号イ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第五号ロ中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれかに改め、同条第十項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改め、同条第十三項第九号中「その有する」を「第十五項、第十六項又は第二十一項の規定により猶予中贈与税額の全部又は一部の免除を受けた場合において、第一項の規定の適用に係る」に改め、「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加え、「全部又は一部について第十五項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用に係る贈与をした場合において、当該経営承継受贈者に係る」を削り、「における当該贈与をした当該対象受贈非上場株式等」を「は、当該対象受贈非上場株式等のうち当該免除を受けた猶予中贈与税額に対応する部分」に改め、同条第十五項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十六項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同項第一号中「（平成十一年法律第二百二十五号）」を削り、同条第二十三項中「、当該認可決定日」を「、認可決定日」に改め、同条第二十六項中「第九項に規定する」を削り、「第十五項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第三十六項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の二第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第三項中「のいずれかに掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十一項中「に中断し、当該届出書の」を「から当該届出書の届出期限までの間は完成せず、当該」に、「進行する」を「その進行を始める」に改め、同条第十六項及び第十七項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第二十四項中「、当該認可決定日」を「、認可決定日」に改め、同条第二十七項中「第十項に規定する」を削り、「第十六項の免除届出期限」を「免除届出期限」に改め、同条第四十一項中「又は当該」を「又は」に改める。

第七十条の七の三第一項中「贈与の時」の下に「（第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）」を加え、「第七十条の七第二項第五号」を「同条第二項第五号」に改める。

第七十条の七の五第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第三項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に、「及び第十一項」を「及び第十四項並びに第十一項」に改め、同条第二項第六号イ中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第八号ロ中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加え、同条第十項中「おいて」の下に「、同条第十三項第九号中「又は第二十一項」とあるのは「若しくは第二十一項又は第七十条の七の五第十二項から第十四項まで」と」を加え、同条第十二項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十四項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継受贈者又は当該特例経営承継受贈者に係る特例贈与者が死亡した場合には、その死亡の日の前日）」を加える。

第七十条の七の六第一項中「提出期限が」を「提出期限（第六十九条の八第一項若しくは第二項の規定又は国税通則法第十条若しくは第十一条の規定により当該提出期限が延長された場合には、当該延長前の提出期限）が」に、「同法」を「相続税法」に改め、同条第二項第八号中「の額」の下に「をいう。」を加え、同条第十三項中「のいずれかに掲げる場合」を「に掲げる場合のいずれか」に改め、同条第十五項中「から二年を経過する日」の下に「（当該二年を経過する日前に第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その死亡の日の前日）」を加える。

第七十条の七の七第一項中「贈与の時」の下に「（第七十条の七の五第二十項において準用する第七十条の七第二十一項の規定の適用があつた場合には、同項に規定する認可決定日）」を加え、「いう」を「いい、同条第十二項から第十四項までの規定の適用があつた場合には政令で定める価額とする」に改める。

第七十条の七の九第三項第二号中「第七十条の二の七第一項」の下に「（第七十条の二の八において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条の八の二第四項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　第七十条の六の十第一項に規定する特例事業用資産　零

第七十条の十三第四項第一号中「第七十条の二の二第十三項」を「第七十条の二の二第十五項」に改め、同項第二号及び第三号中「第七十条の二の二第十七項」を「第七十条の二の二第十九項」に改める。

第七十二条第一項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同条第二項中「ニ(1)」を「ホ(1)」に改める。

第七十七条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「第四条第四項第一号」を「第四条第三項第一号」に改める。

第七十八条中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条第三項中「第十四条第二項」を「第二十条第二項」に、「第十三条第二項第三号」を「第十九条第二項第三号」に、「第二条第十項」を「第二条第十二項」に、「第十三条第一項又は第十四条第一項」を「第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第四項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

第八十条の二中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十四年三月三十一日」に改める。

第八十三条、第八十三条の二の二並びに第八十三条の三第一項及び第三項中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。